

平成 28 年度

薩摩川内市川内まごころ文学館
年 報

薩摩川内市川内まごころ文学館

Sendai Magokoro Museum of Literature

目 次

I. 事業概要

1	平成 28 年度事業報告	1
2	里見淳生誕記念事業	2
3	展示	2
4	普及活動	5
5	施設利用	10

II. 収蔵資料概況・資料保存

1	収蔵資料概況	11
2	資料修復	13
3	レプリカ製作	13
4	ピアノ調律	13
5	資料保存	13

III. 管理・運営

1	管理・運営	15
2	川内まごころ文学館・川内歴史資料館指定管理者体制	16
3	川内まごころ文学館運営協議会	17
4	利用状況	18
5	決算	20

IV. 川内まごころ文学館条例

1	薩摩川内市川内まごころ文学館条例	21
2	薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則	27
3	薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則	32

*その他

1	平成 28 年度の歩み	33
2	職員名簿	34
3	利用案内	34
4	交通案内	35

I. 事業概要

1 平成 28 年度事業報告

今年度は、武満徹没後 20 年記念の企画を中心に、年間を通して様々な事業を実施した。

武満徹没後 20 年記念企画では、本市にゆかりのある武満徹を多角的に紹介した。まず特別企画展「武満徹の創造世界～ことばと音と」では著作や楽譜を展示し、シネマトーク「映画で楽しむタケミツの世界～映画音楽と武満徹～」では映画とのかかわりを紹介、さらに関連イベント「ことばと音で楽しむ武満徹の世界」では、歌と演奏と解説によって武満に深く迫り、大盛況のうちに終了した。

例年開催している里見弴生誕記念の企画では、「里見弴のまんが小噺」と題して、里見弴と周囲の人々の様々なエピソードを漫画にして紹介した。小中学生の入館者も多く、「面白かった」「わかりやすかった」と大変好評を得た。

秋期には、本市出身者よりアクリル画「川内川 橋のある風景」80 点が市に寄贈されたことを受け、川内川をとりまく自然、民俗、歴史、文学などを多角的に紹介する展示を企画・立案し、隣接する川内歴史資料館との合同企画展「川内川を巡る旅～人と自然とふれあいと～」を開催した。展示開催に向けては両館の学芸員が何度も現地調査を行い、会期中はギャラリートークや植物に焦点をあてた講演会を実施するなど、両館が一体となった企画になった。

第 6 回まごころ児童絵画展では、今年度で閉校、統合される 6 つの小学校に光を当てた展示を行い、多くの市民に足を運んでもらえた。また、読み聞かせボランティアによるおはなし会では、絵本や紙芝居などのお話と音楽を楽しめる「特別おはなし会」を企画した。これらの企画は、小学生から幼児まで文学館に親しんでもらうよい機会となった。

その他、通年事業として市民から好評を得ているまごころ文芸講座や名作シネマ上映会を引き続き開催した。また、貸館事業として、市民団体等による美術展、写真展などが企画展示室で開催された他、多目的映像ホールでは講演会や映画上映などが催され、施設の利用促進につながった。

今年度は、企画の充実が入館者増につながり、これまで当館になじみのなかった幅広い層に足を運んでもらうことができた年であった。

次年度以降も更なる企画・運営の充実に心がけていきたい。

2 里見弴生誕記念事業

里見弴生誕記念企画展「里見弴のまんが小断」

期 間：平成28年7月12日（火）～8月28日（日） 41日間

場 所：川内まごころ文学館 2階展示室

内 容：里見弴の随筆集の中から、幼少期や家族、友人に関するエピソードを漫画化して紹介。直筆原稿も展示した。

来 場 者：945名



3 展示

(1) 第11回特別企画展 武満徹没後20年企画展示

「武満徹の創造世界～ことばと音と」

期 間：平成28年9月10日（土）～10月10日（月/祝） 27日間

場 所：川内まごころ文学館 2階展示室

内 容：武満徹と川内とのつながりや、優れた文筆家としての一面を紹介するとともに、楽譜資料の展示を通して「ことばと音」の両面から、その人物像に迫った。

来 場 者：1,990名



【関連イベント】

武満徹没後20年記念企画「ことばと音で楽しむ武満徹の世界」

日 時：平成28年10月1日（土）14:00～16:30

場 所：川内まごころ文学館 企画展示室

出 演：齊藤 祐 氏（声楽家）

齊藤 玲子 氏（声楽家）

山下 晋 氏（ピアニスト）

石井 宏明 氏（バイオリニスト）

香月 愛 氏（バイオリニスト）

まごころ文芸講座「唱歌・童謡の楽しみ」受講生

内 容：武満徹の楽曲の演奏とともに、その人生や作品についての解説を行った。

来 場 者：129名



(2) 平成 28 年度川内歴史資料館・川内まごころ文学館合同企画展

「川内川を巡る旅～人と自然とふれあいと～」

期 間： 上流・中流編 平成 28 年 10 月 15 日（土）～11 月 13 日（日）

中流・下流編 平成 28 年 11 月 15 日（火）～12 月 4 日（月） 計 44 日間

場 所： 川内まごころ文学館 企画展示室

内 容： アクリル画「川内川 橋のある風景」全 80 点を中心に、漁労具・田の神・昆虫標本・剥製等の展示も行い、熊本から宮崎・鹿児島県の三県を流れる川内川について、自然や民俗（暮らし）、歴史、文学、川内川周辺地を来遊した文人などについて、多角的に紹介した。

来 場 者： 957 名

【関連イベント】

①ギャラリートーク

日 時： 平成 28 年 10 月 16 日（日）10：00～11：00

場 所： 川内まごころ文学館 企画展示室

講 師： 谷口 紳一 氏（アクリル画制作者）

内 容： 作品を鑑賞しながら作品解説と制作談を紹介。

来 場 者： 30 名

②講演会「ガラッパのすむ川 川内川を彩る植物たち」

日 時： 平成 28 年 10 月 30 日（日）13：30～15：00

場 所： 川内まごころ文学館 多目的映像ホール

講 師： 寺田 仁志 氏（鹿児島県立博物館学芸指導員・環境省環境カウンセラー）

内 容： ガラッパ（河童）や川内川の異なる環境における植生の特徴や環境問題について講演。

来 場 者： 20 名



(3) 第6回まごころ児童絵画展

期 間：平成28年12月10日（土）～平成29年1月9日（月/祝） 23日間

場 所：川内まごころ文学館 企画展示室

内 容：子どもたちの自由な発想、のびやかな表現が、里見弴の「まごころ哲学」に通ずるものと考え、冬休み期間中に薩摩川内市内の小学生の絵画を展示。絵画展と併せて体験コーナーを設けた。

来 場 者：828名

【体験コーナー】 「干支ぬりえ」

期 間：平成28年12月10日（土）～
平成29年1月9日（月/祝） 23日間

場 所：川内まごころ文学館 企画展示室

内 容：平成29年の干支である酉のイラストに色をぬり、展示スペースに作品を貼った。



(4) 里見弴大寒忌コーナー

期 間：平成29年1月17日（火）～1月22日（日） 6日間

場 所：川内まごころ文学館 2階展示室

内 容：里見弴の命日に合わせて実施。弴と薩摩川内市立平佐西小学校とのかかわりについて紹介した。

来 場 者：699名



(5) 平成28年度トピック展示

①「夏目鏡子の『漱石の思ひ出』」

期 間：平成28年12月6日（火）～平成29年1月9日（月/祝） 27日間

場 所：川内まごころ文学館 1階展示室

内 容：雑誌「改造」に掲載された「漱石の思ひ出」から、家族と漱石のエピソードを紹介。

来 場 者：1,395名

②「一冊一円の本、売ります。～『現代日本文学全集』刊行開始90年～」

期 間：平成29年3月7日（火）～4月9日（日）
30日間

場 所：川内まごころ文学館 1階展示室

内 容：円本についてわかりやすく紹介し、刊行時の改造社や作家たちの様子にも触れた。

来 場 者：1,147名

※平成29年3月7日～3月31日…1,123名



4 普及活動

(1) まごころ文芸講座

①唱歌・童謡の楽しみ

唱歌や童謡の歌詞や作詞・作曲者について学んだ後、作者の思いや自分自身の歌への気持ちを大切にしながら歌う講座。最終回には修了コンサートを開催。

期 間：平成28年5月～平成29年2月

(8月、12月休講/全8回)

時 間：毎月第2土曜日 14:00～15:30

講 師：齊藤 玲子先生（声楽家）

受講者総数：301名



②源氏物語を読む～物語を彩る人びと～

源氏物語を鑑賞し、現代語訳や作品背景などの解説を行う講座。「若紫」巻を取り上げた。

期 間：平成28年5月～10月（8月休講/全5回）

時 間：毎月第4日曜日 10:30～11:30

講 師：廣尾 理世子先生

（鹿児島純心女子高等学校教諭）

受講者総数：129名



③楽しく学ぶ薩摩狂句

鹿児島弁の意味、使い方、薩摩狂句の歴史について学び、作句・鑑賞を通して薩摩狂句に親しむ講座。

期 間：平成28年5月～12月（8月休講/全7回）

時 間：毎月第1土曜日 10:30～12:00

講 師：福富 則義先生（川内まごころ文学館前館長）

受講者総数：83名



④大人のための美文字講座

文字の基礎であるひらがな、カタカナから練習し、楷書・行書まで学べる講座。のし袋の表書きも学んだ。

期 間：平成28年5月～平成29年2月

(8月、12月休講/全8回)

時 間：毎月第3金曜日 10:30～12:00

講 師：青崎 テル子先生（日本習字講師）

受講者総数：121名



(2) おはなし会

読み聞かせボランティアのおはなしグループ「まごころ」によるおはなし会を計5回開催した。
おはなし会終了後は、工作も実施した。

①春のおはなし会

日 時：平成28年4月29日（金/祝） 10:30～11:00

場 所：川内まごころ文学館 企画展示室

来場者：37名

②夏休みおはなし会（2回）

日 時：平成28年7月22日（金） 10:30～11:00

場 所：川内歴史資料館 研修室

来場者：44名

日 時：平成28年8月5日（金） 10:30～11:00

場 所：川内まごころ文学館 企画展示室

来場者：17名



③秋のおはなし会

日 時：平成28年10月29日（土） 10:30～11:00

場 所：川内歴史資料館 研修室

来場者：21名

④冬の特別おはなし会

日 時：平成28年12月23日（金/祝） 10:30～11:10

場 所：川内歴史資料館 研修室

音 楽：伊地知 元子氏（作曲家）

来場者：44名



(3) 名作シネマ上映会

文芸名作を中心に無料で上映した。毎月第3土曜日・日曜日の上映と、8回の特別上映を行った。

会場＝川内まごころ文学館 多目的映像ホール 開始時間＝14:00～(第3回のみ10:30開始)

	上 映 日	作 品 名	観 覧 者 数
第1回	4月16日	君の名は 第2部	48
第2回	4月17日	君の名は 第3部	48
第3回 子どもの日特別上映	5月1日	アイス・エイジ3 ティラノのおとしもの	82
第4回	5月21日	波の塔	56
第5回	5月22日	森の石松	48
第6回	6月18日	カルメン故郷に帰る	31
第7回	6月19日	運が良けりゃ	34
第8回	7月16日	皇帝のいない八月	42
第9回	7月17日	八つ墓村	46
第10回 夏休み特別上映	8月6日	怪盗グルーのミニオン危機一発	97
第11回 夏休み特別上映	8月7日	LEGO®ムービー	75
第12回	8月20日	出口のない海	48
第13回	8月21日	三匹の侍	50
第14回	9月17日	太平洋ひとりぼっち	57
第15回	9月18日	狂った果実	95
第16回 敬老の日特別上映	9月19日	ローマの休日	56
第17回	10月15日	草を刈る娘	45
第18回	10月16日	時代屋の女房	52
第19回	11月19日	切腹	43
第20回	11月20日	檜山節考	32
第21回	12月17日	お茶漬けの味	32
第22回	12月18日	東京暮色	44
第23回 冬休み特別上映	12月23日	インサイド・ヘッド	95
第24回 冬休み特別上映	12月24日	I LOVE スヌーピー THE PEANUTS MOVIE	51
第25回 お正月特別上映	1月3日	男はつらいよ 私の寅さん	68
第26回 冬休み特別上映	1月9日	シュガー・ラッシュ	66
第27回	1月21日	釣りバカ日誌9	95
第28回	1月22日	女の一生	75
第29回	2月18日	雪国	95
第30回	2月19日	古都	77
第31回	3月18日	五瓣の椿	70
第32回	3月19日	舟を編む	74
合 計			1,927

(4) 武満徹没後 20 年記念シネマトーク

「映画で楽しむタケミツの世界～映画音楽と武満徹～」

日 時： 平成 28 年 9 月 18 日（日） 13：00～16：20

場 所： 川内まごころ文学館 多目的映像ホール

講 師： 小林 潤 司 氏（鹿児島国際大学教授）

齊藤 玲子 氏（声楽家）

伊地知 元子 氏（作曲家）

内 容： 武満徹が音楽を担当した映画について、演奏や歌を
交えて解説した後、映画「狂った果実」を上映した。

来 場 者： 95 名



(5) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や内容への理解を深めてもらうことを目的に実施。

①夏休みチャレンジクイズ 平成 28 年 7 月 21 日（木）～8 月 31 日（水）

②冬休みチャレンジクイズ 平成 28 年 12 月 23 日（金/祝）～平成 29 年 1 月 9 日（月/祝）

(6) インターンシップ

実 習 生： 鹿児島純心女子大学 3 名

期 間： 平成 28 年 9 月 16 日（金）～19 日（月/祝） 4 日間

(7) 職場体験学習

①実 習 生： 学校法人川島学園れいめい中学校 2 年生 3 名

期 間： 平成 28 年 8 月 23 日（火）～25 日（木） 3 日間

②実 習 生： 薩摩川内市立川内中央中学校 2 年生 3 名

期 間： 平成 29 年 2 月 22 日（水）～24 日（金） 3 日間

(8) 教職員地域貢献体験研修

パワーアップ研修： 薩摩川内市立亀山小学校教諭 1 名

フレッシュ研修： 薩摩川内市立川内南中学校教諭 1 名 計 2 名

期 間： 平成 28 年 8 月 3 日（水）～5 日（金） 3 日間

(9) 刊行物

①『平成 27 年度 薩摩川内市川内まごころ文学館年報』

②文学館たより第 12 号 第 13 号



▲文学館たより第 12 号



▲文学館たより第 13 号

(10) その他

市民のニーズにこたえるため、次のような措置を講じた。

①特別開館

平成 28 年 5 月 2 日 (月)

平成 29 年 1 月 3 日 (火)

②無料開館

平成 28 年 4 月 29 日(金/祝)～ 5 月 5 日(木/祝)

ゴールデンウィーク

平成 28 年 9 月 17 日(土)～ 9 月 22 日(木/祝)

敬老の日 (65 歳以上)

平成 28 年 10 月 7 日 (金)

薩摩国分寺秋の夕べ

(21 : 30 まで開館延長、16 : 00 から無料開館)

平成 28 年 11 月 1 日(火)～11 月 6 日(日)

文化週間

平成 29 年 1 月 3 日(火)

お正月

5 施設利用

(1) 企画展示室利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数
H28 5/30～6/5	西薩写真友会	写真展	206
6/20～6/26	和紙ちぎり絵彩りの会	作品展示	434
8/29～9/4 ※9/4 は台風のため 臨時休館	αクラブ	写真展	265
9/5～9/11	川内美術協会	美術展	344
9/12～9/19	ピン写連	写真展	359
10/3～10/9	鹿児島墨龍会	水墨画展	314
H29 1/16～1/22	川内文化協会	総合作品展	402
1/23～1/29	薩摩川内市教育委員会 上甕島教育課	トンボロ芸術村コンテスト入賞作品展	78
2/13～2/19	鹿児島県写真協会 合同写真展 川内巡回展実行委員会	写真展	329
3/6～3/12	Ladies α	写真展	360
3/13～3/19	川内美術協会	美術展	278
3/23～3/26	川内拓本楽遊クラブ	拓本美術展	109

(2) 多目的映像ホール利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数
H28 4/9	9 条の会せんさつ	総会、講演会	30
4/24	川内つゆくさ会	試写会	13
6/21	SKELETON FILMS	上映会	72
9/22	川内つゆくさ会	試写会	140
11/8	SKELETON FILMS	上映会	66
12/3	薩摩川内市 社会教育課	青少年フレッシュ体験事業事前研修会	60
H29 1/28	「さとにきたらええやん」 上映実行委員会	上映会	20

Ⅱ. 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況

(1) 種別資料収集一覧表 (平成 28 年度)

※資料受入時の点数のため、実際の収蔵点数とは合致しない場合がある。

●主な収蔵作家

【里見弴関係】

里見弴、有島武郎、有島生馬、有島武、長与善郎、那須良輔 ほか

【改造社関係】

芥川龍之介、菊池寛、谷崎潤一郎、武者小路実篤、志賀直哉、小林多喜二、横光利一、井伏鱒二、林芙美子、大佛次郎、直木三十五、石坂洋次郎、堺利彦、伊藤野枝、広津和郎、瀧井孝作、火野葦平、高村光太郎、与謝野晶子、三好達治、吉井勇、高濱虚子、室生犀星、河東碧梧桐、バートランド・ラッセル ほか

※ () 内…平成 28 年度追加資料数

種 別		里見弴関連	改造社 (山本實彦関係)	その他	所蔵資料実数 (合計)
特 別 資 料	原 稿	93 (1)	237 (0)	31 (0)	361 (1)
	書 簡	968 (4)	586 (0)	20 (0)	1,574 (4)
	装 丁	0 (0)	146 (0)	0 (0)	146 (0)
	書 画	170 (3)	38 (0)	26 (1)	234 (4)
	印刷物	152 (0)	55 (1)	51 (1)	258 (2)
	複 製	595 (1)	129 (2)	106 (0)	830 (3)
	視聴覚	68 (1)	42 (0)	48 (0)	158 (1)
	遺 品	321 (0)	13 (0)	58 (0)	392 (0)
	その他	46 (0)	163 (0)	2 (0)	211 (0)
図 書		638 (5)	555 (28)	2,317 (74)	3,510 (107)
雑 誌		436 (7)	747 (70)	360 (25)	1,543 (102)
合 計		3,487 (22)	2,711 (101)	3,019 (101)	9,217 (224)

(2) 主な購入資料

作 家 名	種 別	資 料 名	備 考
-	雑 誌	俳句研究 昭和 14 年 9 月号	1 冊
-	雑 誌	俳句研究 昭和 15 年 8 月号	1 冊
-	雑 誌	俳句研究 昭和 18 年 1 月号	1 冊
-	雑 誌	俳句研究 昭和 15 年 2 月号	1 冊
-	雑 誌	俳句研究 昭和 16 年 11 月号	1 冊
-	雑 誌	俳句研究 昭和 16 年 12 月号	1 冊
-	雑 誌	改造 昭和 13 年 6 月号	1 冊
-	雑 誌	大陸 昭和 13 年 9 月号	1 冊

計 107 点

(3) 主な寄贈・寄託資料

作 家 名	種 別	資 料 名	備 考
武 満 徹	図 書	「時間の園丁」 (私家版限定特装本)	1 冊
有嶋健助	印刷物	有嶋健助関係書簡	4 通
-	図 書	有島家家族写真	1 葉
木佐木勝	図 書	「木佐木日記」 上・下巻	2 冊
国史大辞典 編纂委員会	図 書	「国史大辞典」 1～15 巻	17 冊

計 109 点

2 資料修復

収蔵資料（直筆原稿）の紙質劣化を防ぐための修繕（脱酸性化处理）を実施。

実施日 平成29年2月1日（水）～2月4日（土）

対象資料	土岐善磨	「リットン報告書と共に国民的関心に思ふ」	2枚
	藤村作	「俳文集解説」	13枚
	真山青果	「桃中軒雲右衛門」	217枚 他

計 1,110 枚

3 レプリカ製作

以下の作品のレプリカを作製した。

製作資料	山本実彦	書「忠恕」	1点
	山本実彦	原稿「新万葉集 雑話」	1点
	里見弴	原稿「団子ころも」	1点

計 3 点

4 ピアノ調律

寄託資料である「山本直純愛用ピアノ」の調律・点検を行った。

実施日 平成28年4月25日（月）

5 資料保存

資料保存にあたっては環境の整備を重視し、昆虫相調査・防虫処理を実施した。

(1) 昆虫相調査

館内全域の昆虫相を把握することにより、的確な防除管理方策を整えるための指針を得ることを目的として、昆虫相調査を委託し実施した。

作業工程 1回目 平成28年4月25日（月）各トラップ設置、同年5月16日（月）回収
2回目 平成28年11月7日（月）各トラップ設置、同年12月5日（月）回収

調査範囲 館内全域

調査方法 館内各所に設置した3種類のトラップ（歩行性昆虫類捕獲用インジケーター・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ・走光性昆虫類捕獲用ライトトラップ）によるモニタリング。

結果 総捕獲数のうち大部分が外部侵入性の飛翔性昆虫類や歩行性昆虫類であった。文化財加害種の捕獲もやや見られたが、異常発生が懸念されるようなレベルではなかった。

考察 1回目の調査では良好な環境状態が維持されていると思われたが、2回目の調査では“再現家屋”の廊下下部付近における捕獲が多かった。廊下板の裏側の拭き上げなど清掃の強化を図る必要がある。

(2) 空気環境調査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を委託し実施した。

実施日 1回目：平成28年5月16日（月） 2回目：平成28年11月7日（月）
調査方法 真菌類採取用「ペタンチェック25」を用い、館内15の地点において落下菌を採取。
採取方法 落下法 20分曝露
結果 館内15ポイントの検査のうち、数箇所では真菌類の発育が観察されたが、数値レベルとしては低い状況であった。
考察 全体的に低い数値レベルで、ほぼ問題のない状況が維持されていた。ただし2回目の調査で収蔵庫内が最も高い数値を示したことが懸念材料であった。今後も継続的な観察が必要である。

(3) 防虫処理

①全館燻蒸

保存資料及び館内の虫害予防を目的として、SD剤（エコミュアーFTドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤）による防虫処理を実施した。SD剤は、成虫の殺虫、蛹・幼虫・卵の成長の抑制・致死の効果がある。安全・効果両面の必要性から定期的に炭酸ガス濃度測定を行いながら燻蒸作業を行った。

作業工程 平成28年5月16日（月） 資材搬入、燻蒸区域目張り、養生作業
平成28年5月17日（火） 各種機材・供試虫配置及び各部最終確認、SD剤投薬（燻蒸開始）、館内開放（燻蒸終了）、効果判定、撤収

②防虫剤設置

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び、収蔵庫内の各資料周辺など、より細かな部分に対して防虫剤を配置することにより、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアーFTプレートによる防虫施工を行った。

実施場所 川内まごころ文学館 主要区域
1F：企画展示室、書庫、収蔵庫1、収蔵庫2、展示室、図書コーナー、休憩コーナー
2F：展示室

施工日時 平成28年9月26日（月）

使用薬剤 エコミュアーFTプレート（ピレスロイド系防虫蒸散プレート：プロフルトリン）

Ⅲ. 管理・運営

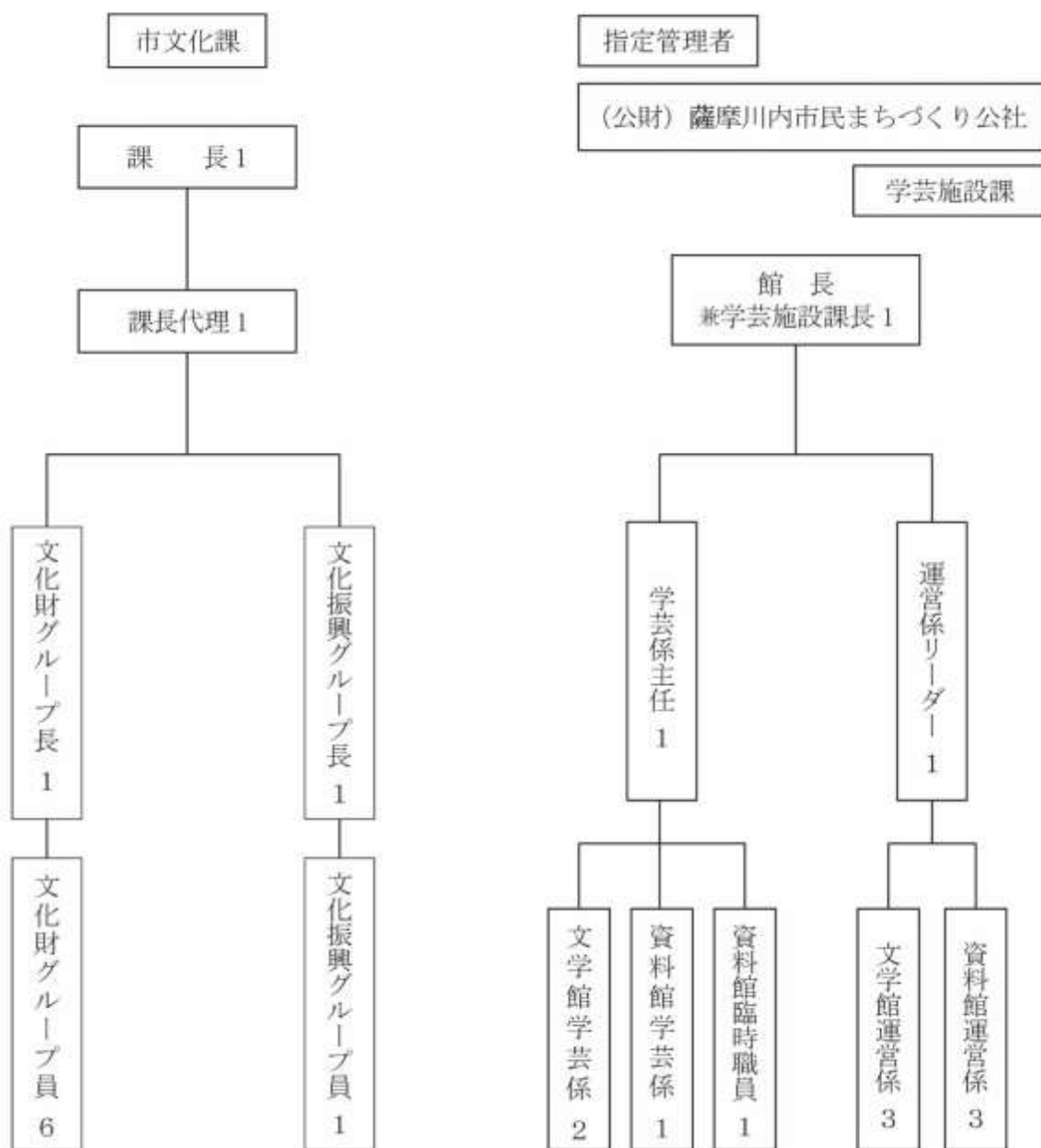
1 管理・運営

指定管理者制度が導入されたことで、平成 16 年 4 月 1 日より、市教育委員会文化課から館の管理・運営を（公財）薩摩川内市民まちづくり公社が委託されている（指定管理者制度については P21～22 薩摩川内市川内まごころ文学館条例第 4～8 条参照）。

本年度は以下の修繕・工事を行った。

- ・シアターシステム操作システム改修修繕
- ・ガラス補修工事
- ・1・2 階ホール他系統空調機修繕工事
- ・床改修工事
- ・多目的映像ホール系統密閉膨張タンク取替修繕
- ・空調機カバー補修・塗装工事
- ・収蔵庫系統蒸気加湿器修繕
- ・側溝グレーチング加工取付
- ・看板塗装補修工事
- ・事務室系統空調機修繕

2 川内まごころ文学館・川内歴史資料館指定管理者体制



市の業務

- ・ 事業の基本方針、計画策定
- ・ 予算案作成
- ・ 対外折衝全般
- ・ 重要資料受入
- ・ 調査、研究
- ・ その他館業務

指定管理者

- ・ 施設の管理全般
- ・ 施設の入館受付、案内
- ・ 入館料管理、市への納入処理
- ・ 市の方針、計画に基づく企画書策定、実施
(年間計画に基づき、市から依頼された特別展・学芸員実習・調査依頼対応等)
- ・ その他市から依頼を受けた館業務

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

3 川内まごころ文学館運営協議会

川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号）第 27 条「薩摩川内市教育委員会の諮問に応じ、川内まごころ文学館の運営に関する事項を審議するため」に基づき設置された。定数は 7 名以内で任期は 2 年である。

運営協議会名簿

平成 29 年 3 月 31 日現在

選出区分	氏 名	役 職 名
市内の小・中学校の代表者	赤石 明仁	薩摩川内市立平佐西小学校長
専門的知識及び技能を有する者	淵脇 護	公益社団法人俳人協会評議員
	山下 喜子	川内美術協会理事
学識経験者	古閑 章	鹿児島純心女子大学教授
	三島 盛武	鹿児島純心女子短期大学教授
	小林 潤司	鹿児島国際大学教授
上記に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者	岩崎 敦子	薩摩川内市女性チャレンジ委員会委員

第 1 回協議会

日 時 平成 28 年 6 月 14 日（火） 14：00～16：00

議事内容 ・平成 27 年度事業報告について
・平成 28 年度事業計画について

第 2 回協議会

日 時 平成 29 年 2 月 21 日（火） 10：00～12：00

議事内容 ・平成 28 年度事業報告について
・平成 29 年度事業計画について

4 利用状況

(1) 入館状況表 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

月	文学館のみ								資料館共通									文学館のみ		共 通		入館料 免 除			入館料無料				合 計				開館 日数	平均 (人)	入 前 館 年 者 者 対 対 数 数 比 比
	個 人					団 体			個 人				団 体			パスポート 使用者		パスポート 使用者																	
	一 般	パス ポート	小 中 高	パス ポート	合 計	一 般	小 中 高	合 計	一 般	パス ポート	小 中 高	パス ポート	合 計	一 般	小 中 高	合 計	一 般	小 中 高	一 般	小 中 高	一 般	小 中 高	合 計	一 般	小 中 高	学 未 児 就	合 計	一 般	小中高	未就 学児	合 計				
4	9	0	0	0	9	0	0	0	17	2	0	0	19	0	0	0	0	0	3	0	10	7	17	397	12	27	436	438	19	27	484	26	19	56.2%	
5	6	0	0	0	6	0	0	0	22	65	0	0	87	0	0	0	0	0	4	0	127	60	187	319	63	66	448	543	123	66	732	26	28	67.1%	
6	2	0	0	0	2	0	0	0	10	13	0	1	24	0	0	0	0	0	3	0	0	4	4	910	7	7	924	938	12	7	957	26	37	302.8%	
7	18	0	2	0	20	0	0	0	38	6	2	0	46	20	0	20	0	0	18	0	3	39	42	262	11	33	306	365	54	33	452	27	17	50.6%	
8	22	0	8	0	30	0	0	0	43	7	7	0	57	0	0	0	0	0	13	0	48	32	80	373	87	55	515	506	134	55	695	25	28	110.7%	
9	87	0	0	0	87	0	0	0	33	7	0	0	40	0	0	0	0	0	23	0	62	7	69	1,475	10	30	1,515	1,687	17	30	1,734	25	69	190.8%	
10	90	0	0	0	90	0	0	0	58	4	13	0	75	26	0	26	0	0	40	0	119	14	133	875	130	21	1,026	1,212	157	21	1,390	26	53	117.9%	
11	10	0	0	0	10	0	0	0	21	18	0	0	39	0	0	0	0	0	25	0	230	9	239	343	48	6	397	647	57	6	710	26	27	84.7%	
12	4	0	0	0	4	0	0	0	33	3	0	0	36	0	0	0	0	0	12	0	48	54	102	444	324	103	871	544	378	103	1,025	24	43	145.8%	
1	14	0	0	0	14	0	0	0	17	6	0	0	23	0	0	0	0	0	8	0	24	40	64	1,155	143	83	1,381	1,224	183	83	1,490	25	60	129.2%	
2	5	0	0	0	5	0	0	0	39	8	0	0	47	0	0	0	0	0	5	0	4	6	10	680	4	13	697	741	10	13	764	24	32	55.8%	
3	10	0	1	0	11	0	0	0	45	5	2	2	54	0	0	0	0	0	10	0	3	44	47	980	31	10	1,021	1,053	80	10	1,143	27	42	120.3%	
計	277	0	11	0	288	0	0	0	376	144	24	3	547	46	0	46	0	0	164	0	678	316	994	8,213	870	454	9,537	9,898	1,224	454	11,576	307	38	106.3%	

(2) 年度別入館状況表

20

年度	文学館のみ								資料館共通								文学館のみ		共 通		入 館 料 免 除			入館料無料				合 計				開館 日数	一日 平均
	個 人					団 体			個 人					団 体			パスポート 使用者	パスポート 使用者	一般	小中高													
	一般	パス ポート	小 中高	パス ポート	小計	一般	小 中高	小計	一般	パス ポート	小 中高	パス ポート	小計	一般	小 中高	小計	一般	小中高	一般	小中高	一般	小中高	小計	一般	小中高	未 就学児	小計	一般	小中高	未 就学児	合計		
15	1,326		131		1,457	356	0	356	773		56		829	148	0	148					898	246	1,144			66	66	3,501	433	66	4,000	52	77
16	1,893		98		1,991	1,035	114	1,149	1,893		151		2,044	971	297	1,268					4,741	1,550	6,291			238	238	10,533	2,210	238	12,981	314	41
17	692		71		763	951	51	1,002	842		107		949	437	196	633					5,769	1,484	7,253			229	229	8,691	1,909	229	10,829	312	35
18	533	8	39	0	580	295	11	306	738	97	98	3	936	1,669	312	1,981	2	0	72	0	916	577	1,493	4,310	548	150	4,856	8,640	1,588	150	10,378	312	33
19	536	8	46	0	590	319	37	356	716	179	89	7	991	282	158	440	11	0	155	2	790	520	1,310	6,035	396	236	6,746	9,031	1,255	236	10,522	311	34
20	368	4	59	0	431	166	0	166	660	98	106	4	868	256	0	256	4	0	97	1	617	885	1,502	6,718	475	224	9,923	8,988	1,530	224	10,742	315	34
21	408	2	39	0	449	199	54	253	593	71	104	10	778	311	54	365	7	0	84	2	524	273	797	8,421	2,981	1,392	12,794	10,620	3,517	1,392	15,529	310	50
22	217	3	21	0	241	98	13	111	449	68	75	2	594	137	60	197	6	0	52	2	327	532	859	7,583	1,019	714	9,316	8,940	1,724	714	11,378	311	37
23	267	4	7	0	278	25	0	25	486	71	54	1	612	215	69	284	3	0	58	0	744	286	1,030	6,080	745	370	7,195	7,953	1,162	370	9,485	313	30
24	177	0	14	0	191	0	0	0	400	222	76	5	703	224	15	239	4	0	109	0	582	359	941	6,802	562	359	7,723	8,520	1,031	359	9,910	312	32
25	181	2	17	0	200	64	0	64	496	155	66	5	722	169	0	169	1	0	84	2	711	373	1,084	7,194	943	569	8,706	9,057	1,406	569	11,032	311	35
26	239	3	23	0	265	0	0	0	430	182	53	5	670	123	0	123	0	0	93	3	680	275	955	7,623	885	539	9,047	9,373	1,244	539	11,156	308	36
27	188	0	4	0	192	0	0	0	280	130	15	1	426	85	53	138	0	0	58	0	1,190	530	1,720	7,548	467	341	8,356	9,479	1,070	341	10,890	308	35
28	277	0	11	0	288	0	0	0	376	144	24	3	547	46	0	46	0	0	164	0	678	316	994	8,213	870	454	9,537	9,898	1,224	454	11,576	307	38
合計	7,302	34	580	0	7,916	3,508	280	3,788	9,132	1,417	1,074	46	11,669	5,073	1,214	6,287	38	0	1,026	12	19,167	8,206	27,373	76,527	9,891	5,881	94,732	123,224	21,303	5,881	150,408	4,096	548

5 決算

(1) 歳入

①入館料 385,470 円

②企画展示室・多目的映像ホール使用料 261,360 円

③図録等収入 49,600 円

(2) 歳出

文学館管理費事項

(単位：円)

科目	予算額	執行額	予算残額
報償費	60,000	59,712	288
諸謝金	327,000	326,400	600
旅費交通費	470,000	445,638	24,362
消耗品費	1,730,000	1,708,252	21,748
消耗什器備品費	1,281,000	1,280,850	150
印刷製本費	1,029,000	1,028,980	20
燃料費	60,000	36,828	23,172
光熱水料費	4,008,000	3,470,710	537,290
通信運搬費	382,000	361,653	20,347
保険料	300,000	299,570	430
委託費	9,234,000	9,232,680	1,320
修繕委託費	3,253,000	3,252,361	639
賃借料	2,491,000	2,490,042	958
負担金	60,000	59,500	500
租税公課	6,000	5,600	400
会議費	1,000	945	55
広報費	83,000	82,500	500
著作権料	56,000	22,773	33,227
雑費	69,000	55,728	13,272
合計	24,900,000	24,220,722	679,278

IV. 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

平成 16 年 10 月 12 日

条例第 104 号

(設置)

第 1 条 市にゆかりのある文学者の作品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示するとともに、その調査研究及び文学に関する知識の普及活動を行うことにより、市における文学及び文化の振興に資するため、薩摩川内市川内まごころ文学館(以下「文学館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
薩摩川内市川内まごころ文学館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 文学館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 文学資料等の収集、保管及び展示
- (2) 文学資料等に関する調査及び研究
- (3) 文学に関する講座、講演会等の開催
- (4) 文学に関する活動又は文化的催しに係る文学館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 文学館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う文学館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 第 14 条第 1 項に規定する入館料及び第 18 条第 1 項に規定する使用料の収受並びに第 19 条ただし書に規定する使用料の還付に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、文学館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が文学館の利用者の平等な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が文学館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 文学館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 入館料及び使用料等の収入実績
- (3) 文学館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による文学館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、文学館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第11条 文学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、多目的映像ホールの開場時間は、午後9時30分までとする。

3 薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前2項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 文学館の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 教育委員会は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館の許可)

第13条 文学館の文学資料等を観覧するため、文学館に入館しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館料)

第 14 条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表第 1 に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(使用の許可等)

第 15 条 文学に関する活動又は文化的催しのため、施設等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、使用許可をするに当たり、文学館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第 16 条 教育委員会は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 文学資料等又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上支障があるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 17 条 文学館の使用許可を受けた者は、当該使用許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 18 条 第 15 条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、後納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。この場合において、使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の不還付)

第 19 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用者が、使用の日の 5 日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第 20 条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は施設等の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 第 16 条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。
- 2 前項に基づく処分によって、入館者又は使用者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

(特別の設備等)

第 21 条 使用者は、文学館の使用に当たって、特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等を施させることができる。

(原状回復の義務)

第 22 条 使用者は、その使用を終わったとき又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに施設等その他の物件を原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(入館の制限)

第 23 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文学館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物(身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者
- (3) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(立入検査及び指示)

第 24 条 使用者は、教育委員会又はその指示を受けた者が、文学館の管理運営のために行う立入検査又は必要な指示に対しては、これを拒むことはできない。

(損害賠償)

第 25 条 文学館の施設等、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又は教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 指定管理者は、文学館の管理に関して知り得た個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下この条において「個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第 27 条 教育委員会の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第 28 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7 人以内とする。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

(罰則)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 文学館の施設等、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第 13 条又は第 15 条に規定する許可を受けずに文学館に入館し、又は文学館を使用した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例(平成 15
年川内市条例第 40 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為
は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 87 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 18 条第 2 項及び別表第 2 の規定は、平成 19 年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適
用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日条例第 40 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使
用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 21 日条例第 68 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使
用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第14条関係)

区 分		入 館 料		
		個 人	団体(20人以上)	年間入館券
常設展示	大人	1人1回につき300円	1人1回につき240円	1人1年間につき600円
	小・中・高校生(義務教育学校に就学している者を含む。以下同じ)	1人1回につき150円	1人1回につき120円	1人1年間につき300円
特 別 展 示		1人1回につき2,000円以内で教育委員会が定める額		

備考

- 「常設展示」とは、文学館が平常的に常設展示室で行う文学資料等の展示をいい、「特別展示」とは、文学館が特別に企画展示室又は多目的映像ホールで行う文学資料等の展示等をいう。
- 常設展示において、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号)に規定する薩摩川内市川内歴史資料館の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあつては240円、個人の小・中・高校生にあつては120円、団体の大人にあつては190円、団体の小・中・高校生にあつては100円、年間入館券の大人にあつては550円、年間入館券の小・中・高校生にあつては250円とする。
- 未就学児は、無料とする。

別表第2(第18条関係)

1 施設使用料

区 分		午前	午後	1日	夜間	冷暖房 (1時間当)
企画 展示 室	使用者が入場料等を徴収しない場合	円 2,850	円 2,880	円 4,400	円 —	円 300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	—	300
多 目 的 映 像 ホ ー ル	使用者が入場料等を徴収しない場合	2,850	2,880	4,400	2,880	300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	4,000	300

備考 「午前」とは午前9時から午後零時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「1日」とは午前9時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時30分までの時間をそれぞれいう。

2 設備使用料

区分	1回につき
映写機	500円
プロジェクター	500円

備考

「1回につき」とは、前項の表の「午前」、「午後」及び「夜間」の区分に応じ、それぞれを1回として算出した回数をいう。

2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則

平成 16 年 10 月 12 日
教育委員会規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定に基づき、薩摩川内市川内まごころ文学館（以下「文学館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文学館の業務)

第 2 条 文学館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の運営計画及び管理に関すること。
- (2) 川内まごころ文学館運営協議会に関すること。
- (3) 資料等の収集、整理及び保存並びに展示に関すること。
- (4) 資料等の調査及び研究に関すること。
- (5) 文学館の入館許可及び入館料の徴収に関すること。
- (6) 文学館の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- (7) 文学館の施設及び設備の管理に関すること。
- (8) 文学館に係る広報及び教育普及に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、文学館に関すること。

(入館券)

第 3 条 薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第 13 条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第 4 条 文学館を利用する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 企画展示室等における市民による展示等の観覧
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が認める場合

(入館料の免除)

第 5 条 条例第 14 条第 2 項の規定により入館料を免除する場合の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1 級から 4 級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあつては、付添人 1 人を含む。）がその身分を証する書面を提示して入館するとき。
- (2) 教育課程に基づく学習活動として入館する市内の小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者
- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に入館する小学校の児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずるものとして、教育委員会が認める者

- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 前項第1号及び第3号に掲げる者並びに同項第4号に該当する者のうち教育委員会が特に認める者を除き、入館料の免除を受けようとする者は、教育委員会に文学館入館料免除申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、文学館入館料免除承認通知書(様式第2号)により通知する。

(入館者の制限)

第6条 教育委員会は、文学館を利用しようとする者又は利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 館内の風紀を乱し、又は静粛を害するおそれがある者
- (2) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文学館の管理上支障があると認められる者

(館内の秩序維持)

第7条 利用者は、館内において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に手を触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと
- (3) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(使用許可等の申請)

第8条 条例第15条の規定により文学館の施設等の使用許可を受けようとする者は、その使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3箇月前から5日前までの間に、文学館使用許可申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第21条の規定により特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、若しくは使用しようとする者は、前項の申請書に使用する器具の配置図その他必要な書類を添付して提出しなければならない。

(使用の許可)

第9条 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはこれを許可し、文学館使用許可書(様式第4号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

2 文学館の使用の許可は、申請書の提出の順とする。ただし、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に際し、許可書を携帯していなければならない。

(使用許可事項の変更等)

第10条 使用者は、その使用の許可を受けた事項を変更し、又はその使用を取り消そうとするときは、使用日の前日までに教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の納入等)

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、直ちに条例第18条第1項の規定による使用料を納入し

なければならない。

- 2 条例第 18 条第 1 項ただし書の規定により使用料を後納できるものは、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体とする。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 18 条第 2 項の規定による使用料を免除し、又は減額することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

- (1) 市又は市の機関が主催する行事等に使用するとき。使用料を免除
- (2) 市又は市の機関と共催して行う行事等に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。)。使用料(冷暖房に係る使用料を除く。以下この条において同じ。)を免除
- (3) 公共的団体が公益上必要と認める事業に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。)。使用料を免除
- (4) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。)。使用料の 5 割の額を減額

(使用料の還付)

第 13 条 条例第 19 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、文学館使用料還付申請書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第 14 条 使用者は、条例第 22 条第 1 項の規定により文学館の施設等その他の物件を原状に復したときは、係員の点検を受け、これを引き継がなければならない。

(販売行為等の禁止)

第 15 条 文学館の建物及び敷地内において、教育委員会の許可なく売店を設置し、又は販売行為等をしてはならない。

(施設、設備等の損傷等の届出)

第 16 条 利用者は、文学館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに文学館損傷等届(様式第 6 号)により教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 条例第 25 条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、教育委員会が指定するものをもって賠償することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第 18 条 条例第 6 条の規定による申請は、文学館指定管理者指定申請書(様式第 7 号)により行うものとする。

- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 文学館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(指定通知書の交付)

第 19 条 市長は、条例第 7 条の規定により指定管理者を指定した場合は、文学館指定管理者指定通知書(様式第 8 号)を交付するものとする。

(資料等の寄贈又は寄託)

第 20 条 教育委員会は、文学館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められる資料等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ教育委員会にその旨申し出るものとする。この場合において、資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申出書(様式第 9 号)を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書(様式第 10 号)を、資料等を寄託した者に寄託資料預り証(様式第 11 号)を交付する。

(寄託資料等の管理)

第 21 条 寄託された資料等の管理は、文学館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

(寄託資料等の返還)

第 22 条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は文学館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

(経費の負担)

第 23 条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(資料等の館内閲覧)

第 24 条 文学館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2 前項の閲覧をしようとする者は、文学館資料等閲覧承認申請書(様式第 12 号)により教育委員会の承認を受けなければならない。

(撮影等の制限等)

第 25 条 文学館の資料等の撮影、模写、模造等(以下この条において「撮影等」という。)をしてはならない。ただし、学術研究等のため、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

(貸出し禁止)

第 26 条 文学館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

(その他)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館管理運営規則(平成 15 年川内市教育委員会規則第 4 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 5 月 19 日教委規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 24 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 29 日教委規則第 9 号)

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 28 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 2 号) 抄

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則

平成 16 年 10 月 12 日
教育委員会規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号)第 27 条に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員構成)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 市内の小・中学校の代表者
- (2) 文学、芸術等に関し、専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、薩摩川内市川内まごころ文学館において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

＊その他

1 平成 28 年度の歩み (企)は企画展示室、(多)は多目的映像ホールを使用 ※その他、他団体等による施設使用有り (P10 参照)

月 日	事業内容等	月 日	事業内容等
4 月 16 日	名作シネマ上映会 (多) (年間を通して定期的の実施)	15 日	川内歴史資料館・川内まごころ文学館合同企画展 「川内川を巡る旅～人と自然とふれあいと～」(企) (～12 月 4 日)
29 日	ゴールデンウィーク無料開館 (～5 月 5 日) 春のおはなし会 (企)	16 日	合同企画展ギャラリートーク (企)
5 月 1 日	こどもの日特別上映「アイス・エイジ3 ティラノの おとしもの」(多) 文化課主催「甕島恐竜化石ミニ巡回展」(～27 日)	29 日	秋のおはなし会 (歴史資料館研修室)
2 日	特別開館	30 日	合同企画展講演会「ガラッパのすむ川 川内川 を彩る植物たち」(多)
14 日	まごころ文芸講座開始(企・多・歴史資料館研修室) (年間を通して 4 講座を定期的の実施)	11 月 1 日	文化週間無料開館 (～6 日)
17 日	臨時休館 (館内燻蒸)	12 月 6 日	トピック展示「夏目鏡子の“漱石の思ひ出”」(～1 月 9 日)
7 月 12 日	里見淳生誕記念企画展「里見淳のまんが小嘶」(～8 月 28 日)	10 日	第 6 回まごころ児童絵画展 (～1 月 9 日)
21 日	夏休みチャレンジクイズ (～8 月 31 日)	23 日	冬の特別おはなし会 (歴史資料館研修室) 冬休みチャレンジクイズ (～1 月 9 日)
22 日	夏休みおはなし会 (歴史資料館研修室)	24 日	冬休み特別上映「インサイド・ヘッド」(多)
8 月 3 日	教職員地域貢献体験研修 (～5 日)	29 日	冬休み特別上映「I LOVE スヌーピー THE PEANUTS MOVIE」(多)
5 日	夏休みおはなし会 (企)	29 日	臨時休館 (～1 月 2 日)
6 日	夏休み特別上映「怪盗グルーのミニオン危機一発」 (多)	1 月 3 日	特別開館・お正月無料開館 お正月特別上映「男はつらいよ 私の寅さん」(多)
7 日	夏休み特別上映「LEGO®ムービー」(多)	9 日	冬休み特別上映「シュガー・ラッシュ」(多)
14 日	臨時休館 (パティオガラス修繕のため)	17 日	里見淳大寒忌コーナー (～22 日)
23 日	中学校職場体験学習 (～25 日)	2 月 22 日	中学校職場体験学習 (～24 日)
9 月 4 日	臨時休館 (台風接近のため)	25 日	まごころ文芸講座「唱歌・童謡の楽しみ修了コンサー ト～歌の思いを語りながら～」(多)
10 日	第 11 回特別企画展 武満徹没後 20 年企画展示「武 満徹の創造世界～ことばと音と」(～10 月 10 日)	3 月 7 日	トピック展示「一冊一円の本、売ります。～『現代日 本文学全集』刊行開始 90 年～」(～4 月 9 日)
16 日	インターンシップ (～19 日)		
17 日	敬老の日 65 歳以上無料開館 (～22 日)		
18 日	武満徹没後 20 年記念シネマトーク「映画で楽しむタ ケミツの世界～映画音楽と武満徹～」(多)		
19 日	敬老の日特別上映「ローマの休日」(多)		
10 月 1 日	武満徹没後 20 年記念企画「ことばと音で楽しむ武満 徹の世界」(企)		
7 日	薩摩国分寺秋の夕べに伴う開館時間 21 時 30 分まで 延長、16 時以降無料開館		

2 職員名簿

指定管理者 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏 名		
館長兼学芸施設課長	中島 哲郎		
学芸係主任	吉本 明弘		
学 芸 係	財部 智美	大西 晶子	
運営係リーダー	杉野 亜希子		
運 営 係	立野 いづみ	内西 麻紀子	宮脇 みゆき

3 利用案内

■ 入館のご案内 ■

開館時間／9:00～17:00（入館は 16:30 まで）

休館日／毎週月曜日（休日・祝日の場合はその翌日）

駐車場／約 40 台（隣接する川内歴史資料館と共通）

入館料

大 人	小・中・高校生
300（240）	150（120）

※（ ）は 20 人以上の団体 単位：円

川内歴史資料館との共通券

大 人	小・中・高校生
400（320）	200（160）

※（ ）は 20 人以上の団体 単位：円

年間パスポート（1 年間有効）

大 人	小・中・高校生
600（900）	300（400）

※（ ）は川内歴史資料館との共通券 単位：円

※土日祝日に限り、小・中・高校生は無料

4 交通案内

- 九州新幹線で J R 博多駅から J R 川内駅下車 （最短約 1 時間 15 分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車 （約 1 時間 10 分）
- J R 川内駅より車で約 7 分 （くるくるバス御利用の方は「歴史資料館前」下車）



発行日 平成 29 年 10 月

発行 薩摩川内市川内まごころ文学館

〒895-0072

鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目 2-6

TEL : 0996-25-5580 FAX : 0996-20-0818

ホームページ : <http://bungaku.satsumasendai.jp/>

e メール : magokoro@po4.synapse.ne.jp

